

## 広島大学図書館BIBLA Media Space利用取扱要領

(令和 7 年9月30日 図書館長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要領は、広島大学図書館利用細則(以下「細則」という。)第23条の規定に基づき、広島大学図書館(以下「図書館」という。)BIBLA Media Spaceの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用目的)

第2条 BIBLA Media Spaceの利用目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)デジタル資料の閲覧、資料のデジタル化
- (2)教育・研究及び大学活動に資するもの
- (3)その他、館長が認めたもの

### (設備の利用資格)

第3条 BIBLA Media Spaceに設置の設備の利用資格者は、細則第2条第1項第1号から第6号に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた者についても、利用を許可することができる。

### (利用許可)

第4条 BIBLA Media Spaceを利用しようとする者は、所定の手続きを経て利用の許可を得るものとする。

### (利用時間)

第5条 BIBLA Media Spaceを利用できる時間は、授業期は平日の午前9時から午後4時30分まで、休業期は平日の午前9時から午後4時30分までとする(休館日・サービス限定日を除く)。

### (利用の予約)

第6条 利用者は、所定の手続きを行い設備の予約をすることができる。

- 2 予約の申込みは、所定様式に必要事項を記入し、提出するものとする。
- 3 連続して予約する場合、その期間は原則1週間を越えない範囲とする。
- 4 予約の受付は、利用の前日までとする。

### (遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)利用目的以外の用途に利用しないこと。
- (2)飲食をしないこと。
- (3)使用する機器に故障が生じた場合、速やかに職員に届け出ること。
- (4)施設、設備及び備品に滅失又はき損等損害を与えないように使用すること。利用者の故意又は過失により、施設等に損害が生じた場合は、図書館は弁償を求めることがある。
- (5)備えつけてあるもの以外に必要な物品等は利用者側で準備すること。
- (6)備え付けの設備はBIBLA Media Space外へ許可なく移動しないこと。
- (7)利用後は利用した設備などは元の位置に戻し、原状に復すること。
- (8)その他施設の利用にあたっては職員の指示に従うこと。

### (利用許可の取消し)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の取消し並びに以降の利用を断るこ

とができる。

(1)前条第1項に掲げる遵守事項を守らないとき。

(2)申込時に虚偽の申請をしたことが判明したとき。

(補償責任)

第9条 図書館は、前条の規定による利用許可の取消しによって生じた利用者の損害については、補償の責めを負わない。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。